

令和元年度 事務事業評価一覧表

保健福祉部

No.	補助金及び交付金の名称	課等名称	中事業名称	評価結果			ページ数
				第1次	第2次	第3次	
1	笛吹市遺族会活動費補助金	福祉総務課	戦没者・戦傷病者関係事務	継続/改善	継続/改善	継続/改善	1 ～ 3
2	赤十字奉仕団活動費補助金		日赤関係諸事務	継続/改善	継続/改善	継続/改善	4 ～ 6
3	地域福祉推進事業費補助金		社会福祉協議会委託・補助事務	継続/改善	継続/改善	継続/改善	7 ～ 9
4	当事者団体事務取り扱い補助金			継続/改善	継続/改善	継続/改善	10 ～ 12
5	行政区敬老事業助成事業		長寿敬老事業	継続/改善	継続/改善	継続/改善	13 ～ 21
6	民生委員児童委員協議会活動費補助金		民生委員・児童委員運営事務	継続/維持	継続/改善	継続/改善	22 ～ 24
7	民生委員児童委員協議会県外研修事業補助金			継続/改善	廃止	廃止	25 ～ 31
8	保育協議会事業費補助金	子育て支援課	保育総務事業	継続/改善	廃止	廃止	32 ～ 34
9	母子寡婦福祉会補助金		母子寡婦団体補助事業	継続/改善	継続/縮小	継続/縮小	35 ～ 37
10	食生活改善推進員会活動費補助金	健康づくり課	保健団体活動事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	38 ～ 40
11	愛育連合会活動費補助金			継続/改善	継続/改善	継続/改善	41 ～ 46
12	予防接種助成金(償還払い分)		成人予防接種事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	47 ～ 49
13	子どもの予防接種助成金(償還払い分)		子どもの予防接種事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	50 ～ 52
14	ロタウイルス等接種費用補助事業			継続/維持	継続/維持	継続/維持	53 ～ 56
15	不妊治療費支援事業補助金		不妊治療費支援事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	57 ～ 59

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
継続/拡充	0	0	0
継続/維持	6	4	4
継続/改善	9	8	8
継続/縮小	0	1	1
統合	0	0	0
休止	0	0	0
廃止	0	2	2
計	15	15	15

評価調書

所属名	保健福祉部福祉総務課福祉総務担当
事務事業名	戦没者・戦傷病者関係事務

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市遺族会活動費補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	合併前から旧町村単位で遺族会の活動をしており、合併後についても引き続き支部遺族会及び各地区が継続的に活動できるように補助金を交付する。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	30年度は「笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」をもとに交付した。令和元年度からは「笛吹市遺族会活動費補助金交付要綱」を適用している。
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	次の3つの基準を基に合計して交付する。 ・一般活動費: 会員人数×補助単価1,415円(旧町村補助金総額を会員人数で割った数) ・研修費=靖国神社参拝及び視察研修時のバス代 ・沖縄甲斐の塔参加費=35,000円×2名(一人当たり参加負担金81,300円の一部を補助。県から旅行経費補助として27,000円(1/3))		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費、飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	山梨県遺族会笛吹市支部						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	護国神社 春・秋例大祭への参列、支部定期総会、県主催戦没者慰霊祭への参列、春日居郷土館特別展「わが町の八月十五日展」への参画、全国戦没者追悼式への参列、県下戦没者遺族大会への参列、市主催戦没者合同慰霊祭への参列、沖縄甲斐の塔巡拝、靖国神社参拝及び視察研修、その他、役員会を6回開催、又は遺族会関連の会議、研修会への出席						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	917 千円	交付決定額	917 千円	交付額	917 千円	
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)	※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金	917		繰越金	1,089			
その他の補助金・助成金			その他	45			
事業収入			合計	2,579			
自己資金(会費等)	528		市の補助金・交付金の割合	35.56%			

補助金等の名称	笛吹市遺族会活動費補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課福祉総務担当
---------	--------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業計画書により活動内容を確認している。)	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業実績報告書により活動実施を確認している。)	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	公益性についてはあるが、市の関わりについては検討の必要がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	国、県主催の戦没者追悼式等への参列が困難となることや、会員同士の交流が減少し、会自体の存続が危ぶまれ、戦争の悲惨さを次世代へ伝えていく機会が減少する。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	・国、県主催の戦没者追悼式に関わること。 ・遺族会交流事業に関わること。 ・慰霊祭に関わること。 ・沖縄甲斐の塔巡拝に関わること。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	国、県、市等が開催する戦没者追悼式への参列等、補助金交付の目的に沿った事業が行えている。(全国戦没者追悼式7名、県下戦没者慰霊祭62名、県遺族大会45名、市慰霊祭135名)

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	笛吹市遺族会活動費補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課福祉総務担当
---------	--------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	遺族会の活動支援の必要性は否定できないが、行政の関与については従前から課題となっている。 遺児の高齢化が進み、ますます自主的活動が困難な状況になってきているので、当面の間は活動に対する補助は必要と考えているが、将来的には団体の維持なども含め改善していく必要がある。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	補助金のうち、研修費については、補助金ではなく市の予算に計上し、市がバスを借上げるのが望ましい。また、沖縄甲斐の塔の参加費については、団体へ交付するのではなく、参加者個人に交付するのが望ましい。一般活動費については、補助金を交付する明確な根拠がないことから、内容を見直す必要がある。 団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	保健福祉部福祉総務課福祉総務担当
事務事業名	日赤関係諸事務

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市赤十字奉仕団活動費補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	合併前から旧町村単位で赤十字奉仕団の活動をしており、合併後についても引き続き市奉仕団及び各分団が継続的に活動できるように補助金を交付する。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	30年度は「笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」をもとに交付した。令和元年度からは「笛吹市赤十字奉仕団活動費補助金交付要綱」を適用している。
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	合併前の旧町村で補助していた補助金額を参考に試算している。 市/77千円、石和/129千円、御坂/95千円、一宮/61千円、八代/58千円、境川/58千円、春日居/103千円、芦川19千円、合計/600千円		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費、飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市赤十字奉仕団						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	市赤十字奉仕団総会、ボランティア基礎研修会、市防災訓練、三市合同訓練、市戦没者合同慰霊祭への参列、笛吹中央病院トリアージ訓練、市赤十字奉仕団県外研修、市赤十字奉仕団AED講習会、その他、分団長会議を6回開催						
(4)補助金等の額(H30)	申請額	600 千円	交付決定額	600 千円	交付額	600 千円	※対象が複数ある場合は別紙
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						
							※対象が複数ある場合は別紙 (千円)
市の補助金・交付金		600	繰越金		56		
その他の補助金・助成金		1,000	その他				
事業収入			合計		2,812		
自己資金(会費等)		1,156	市の補助金・交付金の割合		21.34%		

補助金等の名称	笛吹市赤十字奉仕団活動費補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課福祉総務担当
---------	-----------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業計画書により活動内容を確認している。)	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業実績報告書により活動実施を確認している。)	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	日本赤十字社赤十字奉仕団規則(昭和31年10月8日本達乙第5号)の定めに基づき、全ての人々の幸せを願い、明るい住みよい社会を築き上げていくため、陰の力となって身近な奉仕に従事し、公共の福祉の増進に寄与することを目的とし活動しているため、公益性があるといえる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	救急法講習会や災害救護訓練等の開催が行えず、災害時の救護等の奉仕活動に支障をきたす可能性がある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	赤十字思想の啓発活動、赤十字社員募集、災害時の救護及び救援活動、保健衛生及び社会福祉等に関する奉仕活動など
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	救急法講習会や災害救護訓練及び赤十字奉仕団の啓発活動等の取り組みを精力的に実施し、補助金交付の目的に沿った事業が行えている。 (救急法訓練74名、災害救護訓練25名)

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	笛吹市赤十字奉仕団活動費補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課福祉総務担当
---------	-----------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	様々な奉仕活動や災害時の救護・救援活動など、公共の福祉の増進に寄与するという目的に沿った実践活動を行っており、今後も継続する必要がある。 しかし、補助金額の算定基準が曖昧なため、基準の見直しが必要。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
統合					
休止					
廃止					

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	社会福祉協議会委託・補助事務

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	地域福祉推進事業費補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	合併前から地域づくりや福祉教育など地域福祉の推進のために社会福祉協議会へ補助金を交付する。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	30年度は「笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」をもとに交付した。令和元年度からは「笛吹市社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱」を適用している。
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	地域福祉の推進のための経費のうち、社会福祉協議会の自主財源で賄えない部分を市が補助している。		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費、飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会			※対象が複数ある場合は別紙		
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	サロン活動、世代間交流・福祉まつり等、福祉教育推進事業、ボランティア活動支援事業、見守り事業、地域会議等、個別相談支援、子ども子育て関係、災害に関すること。					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	32,500 千円	交付決定額	32,500 千円	交付額	32,500 千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度）	※対象が複数ある場合は別紙					
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)						
市の補助金・交付金	32,500	繰越金				
その他の補助金・助成金	161,200	その他			54,780	
事業収入	518,275	合計			787,165	
自己資金（会費等）	20,410	市の補助金・交付金の割合			4.13%	

補助金等の名称	地域福祉推進事業費補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	--------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業計画書により確認している。)	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業実績報告書により確認している。)	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	地域福祉の推進のため、行政が関わることで、福祉のまちづくりの発展につながるので、公益性があると考えます。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	事業が減少、又はできなくなり、地域福祉の推進が停滞する。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関する、住民が社会福祉に関する活動へ参加するための支援に関する、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	各種事業の実施により、地域福祉の推進につながっている。 しかしながら、各事業について十分に精査・整理し、また見直す必要があると考えている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	地域福祉推進事業費補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	--------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	事業内容や実績についての評価・検証が不十分な部分があり、監査員からも確認を求められている。 地域福祉を推進するにあたって必要不可欠な補助事業であるため、補助内容や補助基準等について再考の必要あり。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合政策部による第2次計画

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。 補助金により行っている事業の中には、本来、市が実施すべき事業で委託が望ましいものと、団体として自主的に行っている事業を補助しているものの二種類の事業が存在していると思われる。このような観点から、事業を整理し、補助金を見直す必要があると考える。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

第5次計画				評価の根拠	上記のとおり
総合評価					
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	社会福祉協議会委託・補助事務

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	当事者団体事務取り扱い補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	市・町老人クラブ連合会及び市障がい者団体連絡協議会の団体運営の遂行に対する補助。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	30年度は「笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」をもとに交付した。令和元年度からは事務取扱委託料で予算計上している。
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	団体の事務に対する補助
(7)補助金等の額の算定基準	前々年度の実績内容を精査した中で、当該年度の申請内容を確認して算定している。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会			※対象が複数ある場合は別紙		
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	笛吹市老人クラブ連合会、各町老人クラブ連合会、笛吹市障害者連合福祉会、各町障害者福祉会、笛吹市障害者団体連絡協議会、笛吹市障害児者家族会の各団体運営の遂行。					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	13,480 千円	交付決定額	13,480 千円	交付額	13,480 千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙					
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)						
市の補助金・交付金	13,480	繰越金				
その他の補助金・助成金	180,220	その他			54,780	
事業収入	518,275	合計			787,165	
自己資金(会費等)	20,410	市の補助金・交付金の割合			1.71%	

補助金等の名称	当事者団体事務取り扱い補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	----------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業計画書により確認している。)	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業実績報告書により確認している。)	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	社会福祉協議会自体が公益性を持って活動している団体であり、当事者団体の事務局運営をすることにより、地域福祉を推進し、福祉のまちづくりの発展に寄与することから公益性があると考え。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	高齢者又は障害者の事務局であり、当事者団体での自主運営は厳しく、当面の間は市で事務を行うことも視野に入れ市が行う場合は人員の確保と知識が必要となる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	団体運営に伴う事務内容は明確にされており、また社会福祉協議会の定款に、社会福祉に関する援助が明記されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	×	交付額に見合った事務内容及び事務量が行われているか、十分に検証する必要がある。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	当事者団体事務取り扱い補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	----------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

社会福祉協議会に補助金を交付し、当事者団体の事務局運営を担ってもらってきた経過があるが、実績をしっかりと検証し運営方法、交付額共に見直す必要がある。
 監査委員からの指摘も受ける中、令和元年度からは社協への委託業務とし、金額も前年度より若干下回ったものの改善・縮小に繋がるほどの結果とは言えない。
 当事者団体の事務局のあり方そのものを再検討し、その形に見合った公費負担額とすべきであるとする。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

老人クラブ連合会等、各当事者団体の事務については、市ではなく、各当事者団体において行うべきものである。したがって、事務を委託すべきは各当事者団体であり、市が委託するものではないと考える。
 各当事者団体が事務を委託するに当たり、補助金による支援が必要な場合については、社会福祉協議会ではなく、各当事者団体に交付すべきである。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	長寿敬老事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	高齢者の長寿を祝い各行政区が実施する敬老事業に対し助成を行うことにより、市民の敬老思想を高揚し、老人福祉の増進を図ることを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	30年度まで 均等割(1区につき)20,000円+人数割(1人あたり)3,500円 令和元年度から 均等割(1区につき)20,000円+人数割(1人あたり)3,000円		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 飲食費、懇親会費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(120団体)					※対象が複数ある場合は別紙	
(2) 交付団体等の分類	行政区						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	敬老会、敬老者への慰安事業、高齢者を対象に行う敬老事業。						
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	36,826 千円	交付決定額	36,826 千円	交付額	36,709 千円	
※対象が複数ある場合は別紙							
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙						
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)							
市の補助金・交付金			繰越金				
その他の補助金・助成金			その他				
事業収入			合計				0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合				-

補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	--------------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業計画書により確認している。)	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業実績報告書により確認している。)	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市民の敬老思想を高揚し、老人福祉の増進を図ることが出来るため、公益性があるといえる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	行政区の資金のみでは実施が難しいため、地域の高齢者が集まることが出来ず、地域コミュニティや相互扶助の関係を築くきっかけが失われる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	・行政区が実施する敬老会 ・行政区が実施する敬老者への慰安事業 ・行政区が独自に高齢者を対象に行う敬老事業
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	参加者の固定化、及び参加率が低い行政区もあるため、令和元年度からは補助金の人数割を3,500円から3,000円に減額する。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	長寿敬老事業
補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱

No.	(1) 交付団体等の 名称	(2) 交付団体等の 分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・ 交付金	その他の補助 金・助成金	事業収入	自己資金 (会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・ 交付金の割合
1	川中島区	行政区	敬老事業	1,017,500	1,017,500	1,017,500	1,017,500	0	0	2,248	0	0	1,019,748	99.78%
2	八田区	行政区	敬老事業	415,500	415,500	415,500	415,500	0	0	10,155	0	0	425,655	97.61%
3	東町区	行政区	敬老事業	496,000	496,000	496,000	496,000	0	0	932	0	0	496,932	99.81%
4	仲町区	行政区	敬老事業	405,000	405,000	405,000	405,000	0	0	26,327	0	0	431,327	93.90%
5	西町区	行政区	敬老事業	300,000	300,000	300,000	300,000	0	0	139,711	0	0	439,711	68.23%
6	窪中島区	行政区	敬老事業	447,000	447,000	436,826	436,826	0	0	0	0	0	436,826	100.00%
7	四日市場区	行政区	敬老事業	870,500	870,500	870,500	870,500	0	0	126,035	0	0	996,535	87.35%
8	日の出区	行政区	敬老事業	366,500	366,500	366,500	366,500	0	0	18,798	0	0	385,298	95.12%
9	広瀬区	行政区	敬老事業	905,500	905,500	905,500	905,500	0	0	76,792	0	0	982,292	92.18%
10	下平井区	行政区	敬老事業	520,500	520,500	520,500	520,500	0	0	20,798	0	0	541,298	96.16%
11	上平井区	行政区	敬老事業	447,000	447,000	447,000	447,000	0	0	5,302	0	0	452,302	98.83%
12	中川区	行政区	敬老事業	492,500	492,500	492,500	492,500	0	0	26,081	0	0	518,581	94.97%
13	山崎区	行政区	敬老事業	492,500	492,500	492,500	492,500	0	0	4,692	0	0	497,192	99.06%
14	松本区	行政区	敬老事業	268,500	268,500	268,500	268,500	0	0	103,311	0	0	371,811	72.21%
15	駅前区	行政区	敬老事業	597,500	597,500	597,500	597,500	0	0	45	0	0	597,545	99.99%
16	山岸区	行政区	敬老事業	254,500	254,500	254,500	254,500	0	0	25,783	0	0	280,283	90.80%
17	唐柏区	行政区	敬老事業	1,115,500	1,115,500	1,115,500	1,115,500	0	0	57,460	0	0	1,172,960	95.10%
18	東高橋区	行政区	敬老事業	412,000	412,000	412,000	412,000	0	0	37,751	0	0	449,751	91.61%
19	今井区	行政区	敬老事業	310,500	310,500	310,500	310,500	0	0	153,677	0	0	464,177	66.89%
20	河内区	行政区	敬老事業	608,000	608,000	608,000	608,000	0	0	8,592	0	0	616,592	98.61%

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	長寿敬老事業
補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱

No.	(1) 交付団体等の 名称	(2) 交付団体等の 分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・ 交付金	その他の補助 金・助成金	事業収入	自己資金 (会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・ 交付金の割合
21	小石和区	行政区	敬老事業	730,500	730,500	730,500	730500	0	0	11,010	0	0	741,510	98.52%
22	向田区	行政区	敬老事業	153,000	153,000	153,000	153000	0	0	35,571	0	0	188,571	81.14%
23	砂原区	行政区	敬老事業	153,000	153,000	153,000	153000	0	0	113,570	0	0	266,570	57.40%
24	井戸区	行政区	敬老事業	366,500	366,500	366,500	366500	0	0	37,996	0	0	404,496	90.61%
25	東油川区	行政区	敬老事業	324,500	324,500	324,500	324500	0	0	126,199	0	0	450,699	72.00%
26	恵比寿区	行政区	敬老事業	156,500	156,500	156,500	156500	0	0	100,427	0	0	256,927	60.91%
27	二之宮区	行政区	敬老事業	478,500	478,500	478,500	478500	0	0	46,302	0	0	524,802	91.18%
28	夏目原区	行政区	敬老事業	436,500	436,500	436,500	436500	0	0	141,446	0	0	577,946	75.53%
29	金川原区	行政区	敬老事業	373,500	373,500	373,500	373500	0	0	67,000	0	0	440,500	84.79%
30	井之上区	行政区	敬老事業	349,000	349,000	349,000	349000	0	0	260,542	0	0	609,542	57.26%
31	下井之上区	行政区	敬老事業	272,000	272,000	272,000	272000	0	0	74,234	0	0	346,234	78.56%
32	八千蔵区	行政区	敬老事業	251,000	251,000	251,000	251000	0	0	87,036	0	0	338,036	74.25%
33	尾山区	行政区	敬老事業	254,500	254,500	254,500	254500	0	0	15,613	0	0	270,113	94.22%
34	下野原区	行政区	敬老事業	335,000	335,000	335,000	335000	0	0	118,262	0	0	453,262	73.91%
35	栗合区	行政区	敬老事業	345,500	345,500	345,500	345500	0	0	139,854	0	0	485,354	71.19%
36	蕎麦塚区	行政区	敬老事業	188,000	188,000	188,000	188000	0	0	140,504	0	0	328,504	57.23%
37	藤野木区	行政区	敬老事業	76,000	76,000	76,000	76000	0	0	37,860	0	0	113,860	66.75%
38	新田区	行政区	敬老事業	104,000	104,000	104,000	104000	0	0	18,086	0	0	122,086	85.19%
39	立沢区	行政区	敬老事業	55,000	55,000	55,000	55000	0	0	53,978	0	0	108,978	50.47%
40	戸倉区	行政区	敬老事業	83,000	83,000	83,000	83000	0	0	92,860	0	0	175,860	47.20%

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	長寿敬老事業
補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱

No.	(1) 交付団体等の 名称	(2) 交付団体等の 分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・ 交付金	その他の補助 金・助成金	事業収入	自己資金 (会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・ 交付金の割合
41	十郎区	行政区	敬老事業	146,000	146,000	146,000	146000	0	0	76,200	0	0	222,200	65.71%
42	新上宿区	行政区	敬老事業	107,500	107,500	107,500	107500	0	0	14,014	0	0	121,514	88.47%
43	坂野区	行政区	敬老事業	83,000	83,000	83,000	83000	0	0	3,748	0	0	86,748	95.68%
44	道場区	行政区	敬老事業	100,500	100,500	100,500	100500	0	0	10,412	0	0	110,912	90.61%
45	駒留区	行政区	敬老事業	72,500	72,500	72,500	72500	0	0	12,664	0	0	85,164	85.13%
46	若宮区	行政区	敬老事業	226,500	226,500	226,500	226500	0	0	34,893	0	0	261,393	86.65%
47	八反田区	行政区	敬老事業	132,000	132,000	105,374	105374	0	0	0	0	0	105,374	100.00%
48	下黒駒区	行政区	敬老事業	436,500	436,500	436,500	436500	0	0	84,257	0	0	520,757	83.82%
49	成田区	行政区	敬老事業	776,000	776,000	776,000	776000	0	0	13,323	0	0	789,323	98.31%
50	下成田区	行政区	敬老事業	170,500	170,500	170,500	170500	0	0	51,984	0	0	222,484	76.63%
51	国衛区	行政区	敬老事業	149,500	149,500	149,500	149500	0	0	101,773	0	0	251,273	59.50%
52	竹居区	行政区	敬老事業	226,500	226,500	226,500	226500	0	0	2,859	0	0	229,359	98.75%
53	大野寺区	行政区	敬老事業	191,500	191,500	191,500	191500	0	0	52,350	0	0	243,850	78.53%
54	二階区	行政区	敬老事業	167,000	167,000	167,000	167000	0	0	88,816	0	0	255,816	65.28%
55	下矢作区	行政区	敬老事業	153,000	153,000	153,000	153000	0	0	50,476	0	0	203,476	75.19%
56	小城区	行政区	敬老事業	163,500	163,500	163,500	163500	0	0	2,360	0	0	165,860	98.58%
57	北都塚区	行政区	敬老事業	153,000	153,000	153,000	153000	0	0	24,535	0	0	177,535	86.18%
58	一ノ宮区	行政区	敬老事業	345,500	345,500	345,500	345500	0	0	3,308	0	0	348,808	99.05%
59	末木区	行政区	敬老事業	328,000	328,000	328,000	328000	0	0	46,268	0	0	374,268	87.64%
60	本都塚区	行政区	敬老事業	163,500	163,500	163,500	163500	0	0	55,242	0	0	218,742	74.75%

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	長寿敬老事業
補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱

No.	(1) 交付団体等の 名称	(2) 交付団体等の 分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・ 交付金	その他の補助 金・助成金	事業収入	自己資金 (会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・ 交付金の割合
61	竹原田区	行政区	敬老事業	352,500	352,500	352,500	352500	0	0	67,901	0	0	420,401	83.85%
62	金田区	行政区	敬老事業	303,500	303,500	303,500	303500	0	0	67,397	0	0	370,897	81.83%
63	東原区	行政区	敬老事業	349,000	349,000	349,000	349000	0	0	28,174	0	0	377,174	92.53%
64	坪井区	行政区	敬老事業	387,500	387,500	387,500	387500	0	0	150,574	0	0	538,074	72.02%
65	田中区	行政区	敬老事業	503,000	503,000	442,810	442810	0	0	0	0	0	442,810	100.00%
66	市之蔵区	行政区	敬老事業	216,000	216,000	196,353	196353	0	0	0	0	0	196,353	100.00%
67	新巻区	行政区	敬老事業	76,000	76,000	76,000	76000	0	0	5,613	0	0	81,613	93.12%
68	塩田区	行政区	敬老事業	338,500	338,500	338,500	338500	0	0	32,529	0	0	371,029	91.23%
69	神沢区	行政区	敬老事業	100,500	100,500	100,500	100500	0	0	1,630	0	0	102,130	98.40%
70	東新居区	行政区	敬老事業	139,000	139,000	139,000	139000	0	0	144,420	0	0	283,420	49.04%
71	狐新居区	行政区	敬老事業	149,500	149,500	149,500	149500	0	0	84,377	0	0	233,877	63.92%
72	金沢区	行政区	敬老事業	174,000	174,000	174,000	174000	0	0	22,809	0	0	196,809	88.41%
73	土塚区	行政区	敬老事業	191,500	191,500	191,500	191500	0	0	30,285	0	0	221,785	86.34%
74	地藏堂区	行政区	敬老事業	90,000	90,000	90,000	90000	0	0	11,985	0	0	101,985	88.25%
75	千米寺区	行政区	敬老事業	146,000	146,000	146,000	146000	0	0	100	0	0	146,100	99.93%
76	中尾区	行政区	敬老事業	475,000	475,000	475,000	475000	0	0	352,100	0	0	827,100	57.43%
77	南野呂区	行政区	敬老事業	258,000	258,000	258,000	258000	0	0	43,930	0	0	301,930	85.45%
78	北野呂区	行政区	敬老事業	146,000	146,000	146,000	146000	0	0	17,103	0	0	163,103	89.51%
79	上矢作区	行政区	敬老事業	163,500	163,500	163,500	163500	0	0	90,048	0	0	253,548	64.48%
80	南区	行政区	敬老事業	1,143,500	1,143,500	1,143,500	1143500	0	0	341,104	0	0	1,484,604	77.02%

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	長寿敬老事業
補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱

No.	(1) 交付団体等の 名称	(2) 交付団体等の 分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・ 交付金	その他の補助 金・助成金	事業収入	自己資金 (会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・ 交付金の割合
81	北区	行政区	敬老事業	751,500	751,500	751,500	751500	0	0	0	0	0	751,500	100.00%
82	高家区	行政区	敬老事業	380,500	380,500	380,500	380500	0	0	14,072	0	0	394,572	96.43%
83	岡区	行政区	敬老事業	440,000	440,000	440,000	440000	0	0	146,838	0	0	586,838	74.98%
84	増田区	行政区	敬老事業	359,500	359,500	359,500	359500	0	0	5,739	0	0	365,239	98.43%
85	永井区	行政区	敬老事業	324,500	324,500	324,500	324500	0	0	68,743	0	0	393,243	82.52%
86	米倉区	行政区	敬老事業	398,000	398,000	398,000	398000	0	0	110,560	0	0	508,560	78.26%
87	竹居区	行政区	敬老事業	345,500	345,500	345,500	345500	0	0	29,206	0	0	374,706	92.21%
88	奈良原区	行政区	敬老事業	230,000	230,000	230,000	230000	0	0	59,166	0	0	289,166	79.54%
89	大黒坂区	行政区	敬老事業	170,500	170,500	170,500	170500	0	0	107,222	0	0	277,722	61.39%
90	小黒坂区	行政区	敬老事業	314,000	314,000	314,000	314000	0	0	71,948	0	0	385,948	81.36%
91	小山区	行政区	敬老事業	97,000	97,000	97,000	97000	0	0	55,303	0	0	152,303	63.69%
92	前間田区	行政区	敬老事業	195,000	195,000	195,000	195000	0	0	62,165	0	0	257,165	75.83%
93	石橋区	行政区	敬老事業	401,500	401,500	401,500	401500	0	0	161,500	0	0	563,000	71.31%
94	大坪区	行政区	敬老事業	188,000	188,000	188,000	188000	0	0	20,207	0	0	208,207	90.29%
95	大窪区	行政区	敬老事業	104,000	104,000	104,000	104000	0	0	75,441	0	0	179,441	57.96%
96	藤垚区	行政区	敬老事業	450,500	450,500	450,500	450500	0	0	49,505	0	0	500,005	90.10%
97	原区	行政区	敬老事業	247,500	247,500	247,500	247500	0	0	161,398	0	0	408,898	60.53%
98	上寺尾区	行政区	敬老事業	219,500	219,500	219,500	219500	0	0	143,007	0	0	362,507	60.55%
99	中寺尾区	行政区	敬老事業	139,000	139,000	139,000	139000	0	0	3,386	0	0	142,386	97.62%
100	間門区	行政区	敬老事業	79,500	79,500	79,500	79500	0	0	21,014	0	0	100,514	79.09%

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	長寿敬老事業
補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱

No.	(1) 交付団体等の 名称	(2) 交付団体等の 分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・ 交付金	その他の補助 金・助成金	事業収入	自己資金 (会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・ 交付金の割合
101	熊野堂下区	行政区	敬老事業	184,500	184,500	184,500	184500	0	0	70,760	0	0	255,260	72.28%
102	熊野堂上区	行政区	敬老事業	132,000	132,000	132,000	132000	0	0	91,341	0	0	223,341	59.10%
103	下岩下上区	行政区	敬老事業(下岩下下と共同開催)	125,000	125,000	125,000	125000	0	0	149,589	0	0	274,589	45.52%
104	下岩下下区	行政区	敬老事業(下岩下上と共同開催)	114,500	114,500	114,500	114500	0	0	0	0	0	114,500	100.00%
105	別田区	行政区	敬老事業	233,500	233,500	233,500	233500	0	0	8,294	0	0	241,794	96.57%
106	桑戸北区	行政区	敬老事業(桑戸西・中・東と共同開催)	118,000	118,000	118,000	118000	0	0	123,687	0	0	241,687	48.82%
107	桑戸西区	行政区	敬老事業(桑戸北・中・東と共同開催)	163,500	163,500	163,500	163500	0	0	0	0	0	163,500	100.00%
108	桑戸中区	行政区	敬老事業(桑戸北・西・東と共同開催)	135,500	135,500	135,500	135500	0	0	0	0	0	135,500	100.00%
109	桑戸東区	行政区	敬老事業(桑戸北・西・中と共同開催)	177,500	177,500	177,500	177500	0	0	0	0	0	177,500	100.00%
110	小松区	行政区	敬老事業	411,000	411,000	411,000	411000	0	0	12,627	0	0	423,627	97.02%
111	枝郷区	行政区	敬老事業	170,500	170,500	170,500	170500	0	0	50,460	0	0	220,960	77.16%
112	寺本区	行政区	敬老事業	226,500	226,500	226,500	226500	0	0	71,135	0	0	297,635	76.10%
113	加茂区	行政区	敬老事業	135,500	135,500	135,500	135500	0	0	27,594	0	0	163,094	83.08%
114	国府区	行政区	敬老事業	749,500	749,500	749,500	749500	0	0	88,800	0	0	838,300	89.41%
115	徳条区	行政区	敬老事業	209,000	209,000	209,000	209000	0	0	25,321	0	0	234,321	89.19%
116	鎮目区	行政区	敬老事業	842,000	842,000	842,000	842000	0	0	43,882	0	0	885,882	95.05%
117	上芦川区	行政区	敬老事業	160,000	160,000	160,000	160000	0	0	86,931	0	0	246,931	64.80%
118	新井原区	行政区	敬老事業	125,000	125,000	125,000	125000	0	0	71,666	0	0	196,666	63.56%
119	中芦川区	行政区	敬老事業	195,000	195,000	195,000	195000	0	0	114,254	0	0	309,254	63.05%
120	鶯宿区	行政区	敬老事業	160,000	160,000	160,000	160000	0	0	74,460	0	0	234,460	68.24%

補助金等の名称	笛吹市行政区敬老事業助成事業実施要綱	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	--------------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

ほとんどの行政区が年1回開催する「敬老会」の経費に充てており、参加者や主催者からは継続を望む声が多く寄せられているが、参加率の低迷や参加者の固定化といった状況が続いている。

数年前から区長会の折に、敬老会のみならず、高齢者を巻き込んだ地域づくりに繋がるような事業への転換を提案してきているが、区長が1～2年で交代してしまうこともあり事業内容の見直しや新規事業への取り組みが進まない現状である。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

本補助金については、行政区単位で交付することとされているが、そうではないものが見受けられる。補助金の交付に当たっては、「行政区長等設置規則」第2条の別表第1に基づき行う必要がある。

また、他市と比較し、補助金の額が大きいことから、見直しが必要と考える。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	民生委員・児童委員運営事務

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会活動費補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	民生委員児童委員協議会の運営強化及び活動の一層の推進を図るため、実施する事業に対し補助金を交付する。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	30年度は「笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」をもとに交付した。令和元年度からは「笛吹市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱」を適用している。
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	・市民生委員児童委員協議会＝定額150,000円 ・地区民生委員児童委員協議会 地区割(280,000円)＋委員数割 5,000円×人数＝6地区 地区割(140,000円)＋委員数割 5,000円×人数＝芦川地区		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費、飲食費、
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	市民生委員児童委員協議会の運営(総会、研修会、会長会議、部会等)、地区民生委員児童委員協議会の運営(各地区民児協の開催、施設研修・慰問活動等)、各種研修会への参加、災害時要支援者支援ネットワークづくり(要支援者の調査・登録、マップづくり)、子育て関係機関・団体との連携・協力						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	2,995 千円	交付決定額	2,995 千円	交付額	2,995 千円	
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)	※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金	2,995		繰越金	44			
その他の補助金・助成金			その他	136			
事業収入			合計	4,686			
自己資金(会費等)	1,511		市の補助金・交付金の割合	63.91%			

補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会活動費補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	----------------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(総会資料により確認している。)	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(総会資料により確認している。)	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、その活動は公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	市及び地区協議会の運営並びに委員の活動が減少、又はできなくなる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	民生委員児童委員協議会の運営強化及び活動の一層の推進を図るため、実施する事業。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	市及び地区協議会の運営並びに委員の活動が活発に行われおり、地域社会において十分に役割が果たせている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会活動費補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	----------------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	市民生委員児童委員協議会、地区民生委員児童委員協議会共に、会長を中心に活発な活動が展開されている。 数年前に全国民児協の席上で、石和地区民児協の活動の事例発表をしたことを機に、県外から多くの視察を受け入れたことも良い刺激となり、活動の幅が更に広がってきていることから継続が必要である。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

第5次計画				評価の根拠	上記のとおり
総合評価					
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会県外研修事業補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	-------------------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業計画書により確認している。)	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類審査(事業実績報告書により確認している。)	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	民生委員・児童委員の活動に必要な技術修得及び知識向上であり、公益性はある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	研修が実施できなくなり、委員の技術修得及び知識向上が望めなくなる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	各地区民生委員児童委員協議会が、技術修得及び知識向上を図るために実施する県外研修。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	技術修得及び知識向上が図れている。 (全体の参加率 63%)

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	民生委員・児童委員運営事務
補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会県外研修事業補助金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	石和地区民生委員児童委員協議会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	技術修得及び知識向上を図るために実施する県外研修(1泊2日)の経費。 委員65人中、参加者22人(参加率33.8%)					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	220 千円	交付決定額	220 千円	交付額	220 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	220	繰越金	0		
	その他の補助金・助成金	0	その他	35		
	事業収入	0	合計	841		
	自己資金(会費等)	586	市の補助金・交付金の割合	26.16%		

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	御坂地区民生委員児童委員協議会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	技術修得及び知識向上を図るために実施する県外研修（日帰り）の経費。 委員36人中、参加者25人（参加率69.4%）					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	140 千円	交付決定額	140 千円	交付額	125 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
市の補助金・交付金		140	繰越金		0	
その他の補助金・助成金		125	その他		0	
事業収入		0	合計		385	
自己資金（会費等）		120	市の補助金・交付金の割合		36.36%	

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	民生委員・児童委員運営事務
補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会県外研修事業補助金

No. 3						
(1) 交付団体等の名称	一宮地区民生委員児童委員協議会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	技術修得及び知識向上を図るために実施する県外研修(1泊2日)の経費。 委員34人中、参加者27人(参加率79.4%)					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	280 千円	交付決定額	280 千円	交付額	270 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	620	繰越金			0
	その他の補助金・助成金	0	その他			15
	事業収入	0	合計			1,566
	自己資金(会費等)	931	市の補助金・交付金の割合			39.59%

No. 4						
(1) 交付団体等の名称	八代地区民生委員児童委員協議会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	技術修得及び知識向上を図るために実施する県外研修(1泊2日)の経費。 委員25人中、参加者19人(参加率76.0%)					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	190 千円	交付決定額	190 千円	交付額	190 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
市の補助金・交付金		190	繰越金			
その他の補助金・助成金		0	その他		50	
事業収入		0	合計		1,082	
自己資金(会費等)		842	市の補助金・交付金の割合		17.56%	

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	民生委員・児童委員運営事務
補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会県外研修事業補助金

No. 5						
(1) 交付団体等の名称	境川地区民生委員児童委員協議会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	技術修得及び知識向上を図るために実施する県外研修(1泊2日)の経費。 委員16人中、参加者14人(参加率87.5%)					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	140 千円	交付決定額	140 千円	交付額	140 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	140	繰越金	0		
	その他の補助金・助成金	0	その他	20		
	事業収入	0	合計	812		
	自己資金(会費等)	652	市の補助金・交付金の割合	17.24%		

No. 6						
(1) 交付団体等の名称	春日居地区民生委員児童委員協議会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	技術修得及び知識向上を図るために実施する県外研修（1泊2日）の経費。 委員24人中、参加者15人（参加率62.5%）					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	150 千円	交付決定額	150 千円	交付額	150 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
市の補助金・交付金		150	繰越金		0	
その他の補助金・助成金		0	その他		0	
事業収入		0	合計		681	
自己資金（会費等）		531	市の補助金・交付金の割合		22.03%	

所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
事務事業名	民生委員・児童委員運営事務
補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会県外研修事業補助金

No. 7						
(1) 交付団体等の名称	芦川地区民生委員児童委員協議会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	技術修得及び知識向上を図るために実施する県外研修（日帰り）の経費。 委員5人中、参加者4人（参加率80.0%）					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	50 千円	交付決定額	50 千円	交付額	40 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
	市の補助金・交付金	40	繰越金	0		
	その他の補助金・助成金	0	その他	0		
	事業収入	0	合計	148		
	自己資金（会費等）	108	市の補助金・交付金の割合	27.03%		

補助金等の名称	笛吹市民生委員児童委員協議会県外研修事業補助金	所属名	保健福祉部福祉総務課地域福祉担当
---------	-------------------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	民生児童委員活動に有益な知識・技術等の習得に繋がっていると思われるが、参加率の向上が課題である。 また、研修費を補助している他団体との整合性を図るなど、継続に向けての精査が必要である。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合政策部による第2次計画

総合評価				評価の根拠	本補助金は、民生委員児童委員としての有益な知識や技術を習得する目的で実施する研修への補助である。 しかし、第1次評価にあるとおり、参加率が高いとは言えず、その成果を職務に反映することが難しく、親睦の意味合いが強いのではないかと受け取れる。 本来の目的が、民生委員児童委員として活動していただくための知識を習得してもらうことにあるのならば、補助金ではなく、市が主体となって研修を計画し、実施するという形式が望ましい。
	継続		拡充		
			維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
●	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
	継続		拡充		
			維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
●	廃止				

評価調書

所属名	保健福祉部子育て支援課保育担当
事務事業名	保育総務事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市保育協議会事業費補助金	(2)開始年度	合併時
(3)補助金等の交付の目的	保育環境の充実を図るための実施事業に対する一部補助 ①地域との交流を図るために開催する保育まつり事業 ②その他保育内容の向上に関する事業		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	合併以来、要綱が整備されていなかったため、平成30年度中に笛吹市保育協議会事業費補助金交付要綱を制定した。
(5)交付要綱等の名称			
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	毎年、各地区で開催している「保育まつり」の経費として、1地区あたり1万円とし、6地区へ計6万円を助成している。		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれていない
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市保育協議会						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	地域との交流を図るために開催する保育まつり事業 その他保育内容の向上に関する事業						
(4)補助金等の額(H30)	申請額	60 千円	交付決定額	60 千円	交付額	60 千円	※対象が複数ある場合は別紙
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						※対象が複数ある場合は別紙
							(千円)
	市の補助金・交付金	60	繰越金			502	
	その他の補助金・助成金		その他			1	
	事業収入		合計			1,403	
	自己資金(会費等)	840	市の補助金・交付金の割合			4.28%	

補助金等の名称	笛吹市保育協議会事業費補助金	所属名	保健福祉部子育て支援課保育担当
---------	----------------	-----	-----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	保育協議会事業費補助金交付請求書により審査	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類提出(総会資料)による審査	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市内の保育所が保育環境の充実を図るための実施事業であり、公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	事業の縮小が懸念される。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	要綱に対象事業を地域との交流を図るために開催する保育まつり事業、その他保育内容の向上に関する事業と定めている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	保育まつりや保育内容向上に資する研修に補助金が活用されている。 ただし、保育まつりについては、地域との交流までには至っていない。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

補助金等の名称	笛吹市保育協議会事業費補助金	所属名	保健福祉部子育て支援課保育担当
---------	----------------	-----	-----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

本事業は、市保育協議会に補助金を交付して、①地域との交流を図るための保育まつり事業と、②保育内容の向上に関する事業の実施を支援している。

①については、毎年、各町の当番園が自園の児童と保護者を対象に観劇や体験教室などを開催しているものの、地域との交流には至っていない。②については、平成30年度は、県外視察研修に参加し先進地の取組を学ぶ機会となった。

一方、保育協議会は、保育の充実と会員相互の親睦を目的に全国に設置されているが、本市協議会では、会員相互の親睦に向けた積極的な取組は行なっていない。

今後は、本補助金の交付対象事業に、③会員相互の親睦を図る事業を追加し、団体の活性化を図る事業展開を促していく必要がある。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
●	廃止		

「笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」第3条第2項第1号及び第2号に規定されているとおり、補助金の額が零細であり効果が認められないこと、また、補助金を上回る繰越金が発生していることから廃止とする。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
●	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当
事務事業名	母子寡婦団体補助事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市母子寡婦福祉会補助金	(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	笛吹市母子寡婦福祉会の活動の推進を図ること。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	合併以来、要綱が整備されていなかったため、平成30年度中に笛吹市母子寡婦福祉会活動費補助金交付要綱を制定した。
(5)交付要綱等の名称			
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	研修時のバス借上げ料等事業費を基に18万円を補助することとした。 令和元年度以降、母子寡婦福祉会活動費補助金交付要綱により、予算の範囲内において22万円を上限として定めている。		
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれていない
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	笛吹市母子寡婦福祉会						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	・山梨県母子寡婦福祉大会に関する事業 ・母子寡婦福祉研修会に関する事業 ・清掃奉仕活動事業						
(4)補助金等の額(H30)	申請額	180 千円	交付決定額	180 千円	交付額	180 千円	※対象が複数ある場合は別紙
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
	市の補助金・交付金	180	繰越金			203	
	その他の補助金・助成金	0	その他			15	
	事業収入	446	合計			879	
	自己資金(会費等)	35	市の補助金・交付金の割合			20.48%	

補助金等の名称	笛吹市母子寡婦福祉会補助金	所属名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当
---------	---------------	-----	--------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類提出(総会資料等)による審査	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	書類提出(総会資料)による審査	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	母子寡婦等が健康で文化的な生活を営むため会員相互の親睦を図る活動は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定められており公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	団体の事業の縮小が見込まれる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	笛吹市母子寡婦福祉会の活動の推進を図ることが目的に設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	×	年間を通じ行事を開催しているものの、参加者が少なく(会員: 母子46人・父子1人・寡婦34人計81人。補助金等で行う活動への参加者は平均18人程度)、十分な効果が得られているとは言えない。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

補助金等の名称	笛吹市母子寡婦福祉会補助金	所属名	保健福祉部子育て支援課子育て支援担当
---------	---------------	-----	--------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

本事業は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、市町村が母子・父子・寡婦福祉団体と連携して母子・父子・寡婦家庭相互の交流を促し、母子・父子・寡婦家庭の自立を促すものであり、引き続き実施していく必要がある。

ただし、本団体の登録者数は81人と限定的であり、メンバーの高齢化・固定化が課題となっている。これまで若年層を対象とした行事を開催してきたが、新規会員の確保には結びついていない。若年層の意向を調査し、会員確保に向けた有効策を講じていく必要がある。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		● 縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。

事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。

目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。

また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。

ひとり親に対する公的制度も充実してきていることから、補助金については縮小とし、今後は、自主活動の活性化を図るため、支援方法について検討する必要がある。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		改善	
		● 縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
事務事業名	保健団体活動事業

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	笛吹市食生活改善推進員会活動費補助金	(2) 開始年度	平成17年度から
(3) 補助金等の交付の目的	食育の推進及び食生活改善の普及啓発活動のほか、活動に携わる食生活改善推進員の資質の向上を図ることを目的とする。		
(4) 交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	平成30年12月11日 笛吹市食生活改善推進員会活動費補助金交付要綱を整備した。
(5) 交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	会員数に応じて補助金を交付 市活動費: 1,850円 × 364人(会員数) = 673,400円 支部活動費 均等割: 30,000円 × 7支部 = 210,000円 会員数割: 1,500円 × 364人(会員数) = 546,000円		
(8) 対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	笛吹市食生活改善推進員会 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されている。)					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	食育の推進及び食生活改善のための講習に関する事業 食育、公衆衛生及び食生活に関する広報活動事業 食育、食生活改善問題及びこれに関連する諸問題の調査、研究対策等の実践に関する事業 推進員の知識及び技術向上のため研修に関する事業					
(4) 補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	1,430 千円	交付決定額	1,430 千円	交付額	1,430 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙	(千円)					
市の補助金・交付金	1,430	繰越金	7			
その他の補助金・助成金	0	その他	22			
事業収入	622	合計	2,445			
自己資金(会費等)	364	市の補助金・交付金の割合	58.49%			

補助金等の名称	笛吹市食生活改善推進員会活動費補助金	所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
---------	--------------------	-----	-------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	定期総会資料により、事業計画、収入・支出予算書を確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	定期総会資料により、事業報告、収入・支出決算書を確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	食生活改善推進員が健康づくりを支援するボランティア活動をすることにより、多くの市民に健康に関する知識を広めることができ、公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	普及活動が縮小すると、市民の健康に関する意識の低下を招き、生活習慣病等の疾患にかかる市民が増加する恐れがある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	食育の推進及び食生活改善の普及啓発することを目的として必要な事業を展開している。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	健康づくりに関する教室等を開催し、地域ぐるみでの健康づくりの取り組みの実践に結びついている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

補助金等の名称	笛吹市食生活改善推進員会活動費補助金	所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
---------	--------------------	-----	-------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	所定の養成研修を受講した推進員が、年間を通じて地域を中心に食育の推進や食生活の改善等、健康づくりのための活動を積極的に行っている。 その取り組みは、市民への“食”を通しての健康に関する啓蒙啓発の一翼を担っていることから、継続の必要あり。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
統合					
休止					
廃止					

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
事務事業名	保健団体活動事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市愛育連合会活動費補助金	(2)開始年度	平成17年度から
(3)補助金等の交付の目的	愛育班活動の充実及び地域住民の健康づくりの推進を図ることを目的とする。		
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	平成30年12月11日 笛吹市愛育連合会活動費補助金交付要綱を整備した。
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7)補助金等の額の算定基準	班員数に応じて補助金を交付 愛育連合会:203,000円 各地区愛育班:均等割10,000円+班員割1,000円×班員数 愛育連合会:203千円/一宮愛育班:86千円/八代愛育班:73千円 境川愛育班:76千円/春日居愛育班:123千円		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(5団体)				※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類								
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動								
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円		
※対象が複数ある場合は別紙								
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)								
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)								
※対象が複数ある場合は別紙								
(千円)								
市の補助金・交付金				繰越金				
その他の補助金・助成金				その他				
事業収入				合計		0		
自己資金(会費等)				市の補助金・交付金の割合		-		

補助金等の名称	笛吹市愛育連合会活動費補助金	所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
---------	----------------	-----	-------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	定期総会資料により、事業計画、収支予算書を確認している。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	定期総会資料により、事業報告、収支決算書を確認している。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	愛育班員が声かけや見守り等、地域住民の健康づくりを推進しており公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	子育てや地域関係について身近な相談相手が得られにくく、孤立化するおそれがある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	地域での声かけ、子育て支援事業等様々な活動を通し、地域の健康づくりを支援する実践活動を行うことを目的としている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	愛育班員が地域で赤ちゃんから高齢者まで、声かけや見守り、訪問等を実施することにより地域との繋がりができている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
事務事業名	保健団体活動事業
補助金等の名称	笛吹市愛育連合会活動費補助金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	笛吹市愛育連合会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	愛育に関する知識の啓発及び普及事業 研修会等学習活動に関する活動事業 行政及び各種団体が行う保健事業への協力事業 声かけ、見守り等地域住民の健康づくり推進のための活動事業					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	203 千円	交付決定額	203 千円	交付額	203 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	203	繰越金			253
	その他の補助金・助成金	0	その他			24
	事業収入	0	合計			487
	自己資金(会費等)	7	市の補助金・交付金の割合			41.68%

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	一宮愛育班					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	愛育に関する知識の啓発及び普及事業 研修会等学習活動に関する活動事業 行政及び各種団体が行う保健事業への協力事業 声かけ、見守り等地域住民の健康づくり推進のための活動事業					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	86 千円	交付決定額	86 千円	交付額	86 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	86	繰越金	140		
	その他の補助金・助成金	0	その他	0		
	事業収入	0	合計	302		
	自己資金(会費等)	76	市の補助金・交付金の割合	28.48%		

所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
事務事業名	保健団体活動事業
補助金等の名称	笛吹市愛育連合会活動費補助金

No. 3						
(1) 交付団体等の名称	八代愛育班					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	愛育に関する知識の啓発及び普及事業 研修会等学習活動に関する活動事業 行政及び各種団体が行う保健事業への協力事業 声かけ、見守り等地域住民の健康づくり推進のための活動事業					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	73 千円	交付決定額	73 千円	交付額	73 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	73	繰越金			41
	その他の補助金・助成金	19	その他			5
	事業収入	0	合計			248
	自己資金(会費等)	110	市の補助金・交付金の割合			29.44%

No. 4						
(1) 交付団体等の名称	境川愛育班					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	愛育に関する知識の啓発及び普及事業 研修会等学習活動に関する活動事業 行政及び各種団体が行う保健事業への協力事業 声かけ、見守り等地域住民の健康づくり推進のための活動事業					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	76 千円	交付決定額	76 千円	交付額	76 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
市の補助金・交付金		76	繰越金		254	
その他の補助金・助成金		0	その他		1	
事業収入		0	合計		524	
自己資金（会費等）		193	市の補助金・交付金の割合		14.50%	

所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
事務事業名	保健団体活動事業
補助金等の名称	笛吹市愛育連合会活動費補助金

No. 5						
(1) 交付団体等の名称	春日居愛育班					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	愛育に関する知識の啓発及び普及事業 研修会等学習活動に関する活動事業 行政及び各種団体が行う保健事業への協力事業 声かけ、見守り等地域住民の健康づくり推進のための活動事業					
(4) 補助金等の額（H30）	申請額	123 千円	交付決定額	123 千円	交付額	123 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況（H30年度） （千円）						
	市の補助金・交付金	123	繰越金	244		
	その他の補助金・助成金	0	その他	1		
	事業収入	0	合計	682		
	自己資金（会費等）	314	市の補助金・交付金の割合	18.04%		

補助金等の名称	笛吹市愛育連合会活動費補助金	所属名	保健福祉部健康づくり課健康企画担当
---------	----------------	-----	-------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	子育て中の母親や高齢者を対象にした地域での声かけや見守り等の活動により、健康を通じての地域づくりに貢献しているが、組織がない地域(石和・御坂・芦川)もあることから、笛吹市全体としての取り組みについて検討する必要がある。 既に改善策の1つとして、補助金の交付方法の見直しを行い、令和元年度から交付先を愛育連合会へ一本化した。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	団体に対し、定額の補助金が、毎年度繰り返し、ほとんど事業評価もないままに交付されていると感じる。 事業評価をするためには、補助金交付の目的が明確になっている必要があるが、交付要綱の趣旨の中に漠然とした目的が記載されているにとどまっている。 目的を明確にし、目的を達成するために団体に期待する事業（補助対象事業）、それに要する経費（補助対象経費）を具体的に定める必要がある。 また、定額の補助金は、既得権化しやすいと思われるので、公平性や効率性の観点から定率の補助金への移行を検討すべきである。
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

第5次計画				評価の根拠	上記のとおり
総合評価					
●	継続		拡充		
			維持		
		●	改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	保健福祉部健康づくり課成人保健担当
事務事業名	成人予防接種事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	予防接種助成金(償還払い分)	(2)開始年度	平成13年
(3)補助金等の交付の目的	予防接種の実施によって、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上に寄与する。 施設入所等県外在住のため委託料として支払いができない対象者に予防接種の接種費用を償還払いする。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市定期予防接種事業実施要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	申請のあった個人
(7)補助金等の額の算定基準	予防接種に係る公費負担の額は、実施要綱第5条により、予防接種の種類ごとに規定されている。 また、受託医療機関以外の医療機関で接種する場合には、実施要綱第8条及び第9条により規定されている。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	申請者 6人 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	予防接種					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	15 千円	交付決定額	15 千円	交付額	15 千円
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) ※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	予防接種助成金（償還払い分）	所属名	保健福祉部健康づくり課成人保健担当
---------	----------------	-----	-------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	予防接種の実施前に提出される定期予防接種実施依頼申出書による。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	予防接種実施後に予防接種助成金請求書、予防接種に要した費用にかかる領収書またはこれに代わる書類の確認による。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	当事業は予防接種の機会を市民に設ける事業であり公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	償還払いによる接種者救済が出来なくなり、接種機会が狭くなる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	平成30年度は、県外在住の6人が申請し予防接種を受けることができた。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

補助金等の名称	予防接種助成金（償還払い分）	所属名	保健福祉部健康づくり課成人保健担当
---------	----------------	-----	-------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	契約医療機関以外での接種者に対して補助(償還払い)することにより、公平性が確保されるとともに、対象となる市民に広く予防接種を受けてもらう機会を提供できていることから、継続する必要がある。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	長期入院、施設入所等により、県外の医療機関において予防接種を受けた市民に対し、市の契約医療機関において予防接種を受ける市民と同様の対応とするため、引続き実施する必要がある。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

評価調書

所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
事務事業名	子どもの予防接種事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	子どもの予防接種助成金(償還払い分)	(2) 開始年度	平成25年度
(3) 補助金等の交付の目的	予防接種の実施によって、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上に寄与する。 里帰り分娩、接種者の長期入院等により、委託料として支払いができない対象者に予防接種の接種費用を償還払いする。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市定期予防接種時業実施要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6) 補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	市民・申請のあった個人
(7) 補助金等の額の算定基準	予防接種にかかる公費負担の額は、実施要綱第5条により、予防接種の種類ごとに規定されている。また、受託医療機関以外の医療機関で接種する場合には、実施要綱第8条、第9条により助成について規定されている。		
(8) 対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	定期予防接種償還払い申請者 7人			※対象が複数ある場合は別紙		
(2) 交付団体等の分類	個人					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	定期予防接種⇒(助成金請求)山梨県内相互乗入れ医療機関以外、または県外医療機関にて該当ワクチンを接種					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	208 千円	交付決定額	208 千円	交付額	208 千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙					
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要) (千円)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	子どもの予防接種助成金(償還払い分)	所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
---------	--------------------	-----	-------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹市定期予防接種事業実施要綱第8条、第9条により、予防接種の実施前に提出される定期予防接種実施依頼書による。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹市定期予防接種事業実施要綱第8条、9条により、予防接種の実施後に提出される予防接種助成金請求書、予防接種に要した費用にかかる領収書、母子健康手帳の写しによる。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	当事業は予防接種の機会を市民に設ける事業であり公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	補助金がなければ、接種率が低下し疾病が蔓延する可能性がある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	乳幼児期の接種により、疾病の発生及び蔓延防止、症状の軽減化が図られる。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	平成30年度は、里帰り等県外の医療機関で接種した7人が申請し予防接種を受けることができた。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

補助金等の名称	子どもの予防接種助成金(償還払い分)	所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
---------	--------------------	-----	-------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

①様々な理由により契約医療機関以外で接種した児に対し、その費用を補助(償還払い)することは公平性を保つ上で必要である。

②乳幼児期に予防接種を受けることにより症状の軽減化が図れると共に、疾病の発生や蔓延の防止にも繋がることから継続の必要がある。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

予防接種法第5条により市町村が行う定期予防接種であり、里帰り分娩、長期入院等により、県外の医療機関において予防接種を受けなければならない市民に対し、市の契約医療機関において予防接種を受ける市民と同様の対応とするため、引続き実施する必要がある。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
事務事業名	子どもの予防接種事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	ロタウイルス等接種費用補助事業	(2) 開始年度	平成25年度
(3) 補助金等の交付の目的	予防接種の実施によって、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上に寄与する。 里帰り等により、市の契約医療機関外にてワクチン接種を行なった場合、補助金限度額分の接種費用を償還払いする。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市ロタウイルスワクチン等接種費用補助事業実施要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	市民・申請のあった個人
(7) 補助金等の額の算定基準	ロタウイルスワクチン、おたふくかぜワクチンについては、実施要綱第5条・第6条・第7条により規定されている。 ・ロタウイルスワクチン接種 1回の接種について5,000円、2回まで ・おたふくかぜワクチン接種 1回の接種について3,000円、1回まで		
(8) 対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり						※対象が複数ある場合は別紙
(2) 交付団体等の分類	個人						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	ロタウイルスワクチン等任意予防接種 ・(補助金請求)市との契約医療機関にてワクチンを接種 ・市との契約医療機関以外でのワクチン接種						
(4) 補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	5,805 千円	交付決定額	5,805 千円	交付額	5,805 千円	
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)	※対象が複数ある場合は別紙 (千円)						
	市の補助金・交付金		繰越金				
	その他の補助金・助成金		その他				
	事業収入		合計				0
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合				-

補助金等の名称	ロタウイルス等接種費用補助事業	所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
---------	-----------------	-----	-------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹市ロタウイルスワクチン等接種費用補助事業実施要綱第2条、第3条の規定により対象者を選定する。同要綱第7条、第8条の規定により確認する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	笛吹市ロタウイルスワクチン等接種費用補助事業実施要綱第7条、第8条の規定により確認する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	当事業は予防接種の機会を市民に設ける事業であり公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	補助金がなければ、接種率が低下し疾病が蔓延する可能性がある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	乳幼児期の接種により、疾病の発生及び蔓延防止、症状の軽減化が図られる。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	任意の予防接種ではあるが、補助金があることで、ロタ1回目95%、ロタ2回目94%、おたふくかぜ87%と高い接種率を保持し、まん延を防いでいる。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
事務事業名	子どもの予防接種事業
補助金等の名称	ロタウイルス等接種費用補助事業

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	ロタウイルスワクチン等接種代理請求医療機関 49件					
(2) 交付団体等の分類	個人					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	市との契約医療機関にて該当ワクチンを接種、保護者に代わり医療機関が、補助金を市に請求。					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	5,634 千円	交付決定額	5,634 千円	交付額	5,634 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金		繰越金			
	その他の補助金・助成金		その他			
	事業収入		合計		0	
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合		-	

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	②ロタウイルスワクチン等接種償還払い申請者 115人					
(2) 交付団体等の分類	個人					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	市との契約医療機関以外でのロタウイルスワクチン等の接種。					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	171 千円	交付決定額	171 千円	交付額	171 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金		繰越金			
	その他の補助金・助成金		その他			
	事業収入		合計		0	
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合		-	

補助金等の名称	ロタウイルス等接種費用補助事業	所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
---------	-----------------	-----	-------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

①様々な理由により契約医療機関以外で接種した児に対し、その費用を補助(償還払い)することは公平性を保つ上で必要である。

②乳幼児期に予防接種を受けることにより症状の軽減化が図れると共に、疾病の発生や蔓延の防止にも繋がることから継続の必要がある。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

里帰り等により、県外の医療機関において予防接種を受けた市民に対し、市の契約医療機関において予防接種を受ける市民と同様の対応とするため、引続き実施する必要がある。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
	統合		
	休止		
	廃止		

上記のとおり

評価調書

所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
事務事業名	不妊治療費支援事業

1 補助金等の概要

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	笛吹市不妊治療費支援事業補助金	(2)開始年度	平成19年度から
(3)補助金等の交付の目的	妊娠を望み不妊治療を行っている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を補助することにより、不妊で悩む夫婦の経済的な負担を軽減し、子どもを持ちたいという気持ちを支援する。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市不妊治療費支援事業補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	市民、申請のあった夫婦
(7)補助金等の額の算定基準	不妊治療に要した医療費の自己負担額に2分の1を乗じて得た額とし、1回の治療につき10万円を限度とする。		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	申請者 89人						※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	個人						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	不妊治療						
(4)補助金等の額(H30)	申請額	7,548 千円	交付決定額	7,548 千円	交付額	7,548 千円	※対象が複数ある場合は別紙
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						※対象が複数ある場合は別紙 (千円)
	市の補助金・交付金		繰越金				
	その他の補助金・助成金		その他				
	事業収入		合計			0	
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合			-	

補助金等の名称	笛吹市不妊治療費支援事業補助金	所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
---------	-----------------	-----	-------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	提出書類の審査 ・申請書 ・不妊治療費支援事業受診等証明書(受診医療機関証明) ・医療機関発行の領収書 ・住民票謄本及び戸籍謄本 ・夫及び妻の納税証明書(市税・国保税)・保険証の写し	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	提出書類の審査 ・申請書 ・不妊治療費支援事業受診等証明書(受診医療機関証明) ・医療機関発行の領収書 ・住民票謄本及び戸籍謄本 ・夫及び妻の納税証明書(市税・国保税)・保険証の写し	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	妊娠を望み不妊治療を行っている夫婦に対し、その治療に要する経費の、経済的な負担を軽減することを目的としており公益性がある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	治療の種類によってはかなり高額であり、不妊治療を行う夫婦の経済的な負担が増す。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	交付要綱第1条、第2条により、国内の医療機関において不妊症と診断され、妊娠を希望し不妊治療を受けている者を対象とすると設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	申請件数が、26年度98件、27年度101件、28年度146件、29年度115件、30年度89件と増減はあるが利用者がいる。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	山梨県特定治療支援事業(保険外診療である特定不妊治療【体外受精及び顕微授精】の治療費一部助成)があるが、高額の治療に限定されている。

補助金等の名称	笛吹市不妊治療費支援事業補助金	所属名	保健福祉部健康づくり課母子保健担当
---------	-----------------	-----	-------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠	毎年一定数の補助実績があり、不妊治療を行っている夫婦に対し経済的な援助をすることによって、子どもを持ちたいという気持ちを支援することにも繋がり、広義の子育て支援策であると考え る。 「安心して生み育てられる」環境整備の一つとして、継続が必要。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠	少子化対策として有効であり、継続的な支援が必要である。
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠	上記のとおり
●	継続		拡充		
		●	維持		
			改善		
			縮小		
	統合				
	休止				
	廃止				